

## ICT サービス安心・安全研究会

青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース（第9回）

1 日時 令和元年12月23日（月）15:00～17:00

2 場所 総務省第1会議室（10階）

3 出席者（敬称略）

### ○構成員

中村主査、曾我部構成員、石田構成員、上沼構成員、尾上構成員、尾花構成員、森構成員、米田構成員

### ○オブザーバー

（一社）電気通信事業者協会、（一社）全国携帯電話販売代理店協会、（一社）テレコムサービス協会、（一社）安心ネットづくり促進協議会、（一財）マルチメディア振興センター、（一社）モバイル・コンテンツ・フォーラム、青少年ネット利用環境整備協議会、アルプス システム インテグレーション株式会社、デジタルアーツ株式会社、内閣府、文部科学省

### ○総務省

谷脇総合通信基盤局長、竹村電気通信事業部長、今川総務課長、梅村消費者行政第一課長、中溝消費者行政第二課長、杉田消費者行政第一課補佐

4 議事

（1）開会

（2）議題

① ICT リテラシーの育成（情報モラル教育）等に係る取組について（ヒアリング）

- ・学校教育等における取組（文部科学省）
- ・高校生 ICT カンファレンスの紹介

（米田構成員（高校生 ICT カンファレンス実行委員長））

② 「青少年のフィルタリング利用促進のための課題及び対策」を踏まえた取組の進捗状況について（ヒアリング）

- ・OS 事業者の取組（事務局から報告）
- ・（一社）電気通信事業者協会

- ・(一社) テレコムサービス協会 (MVNO 委員会)
  - ・青少年ネット利用協議会
  - ③ 青少年インターネット環境整備法の改正法附則に基づく検討について  
～電気通信事業者等の取組状況に係る見解(案)～(事務局)
  - ④ その他
- (3) 閉会

## 5 議事要旨

### (1) 開会

### (2) 議題

- ① ICT リテラシー育成(情報モラル教育)等に係る取組について(ヒアリング)
  - ・文部科学省から、資料9-1「情報モラル教育について」について説明
  - ・米田構成員から、資料9-2「高校生 ICT Conference について」について説明

#### <発表に対する質問>

**【森構成員】** 私は文部科学省さんに2点、お願いがございまして、ちょっと申し上げたいと思います。まず、こういったICTについての情報モラル教育等を進めていただくことは、本当に素晴らしいことだと思っております、全体の方針というか、そういうことは全く今日の課題に沿ったものであると。こういう教育を受けられる、今のお子さんたちがうらやましいと思うわけなのですが、同時に19ページをごらんいただきたいと思いますが、教育のICT環境整備、19ページをごらんください。

ちょうどスライドの真ん中あたりに、端末通信ネットワークとクラウドをセットでありますが、こういった形で、これまで場合によってはデジタルですらなかった、学校におけるさまざまな情報がデジタルデータ化されて、さらにはネットワーク化されるということかと思いますが、そうしますと非常に、情報は閉じたものではなく、なってしまうわけがございまして、例えば端末も、安価な端末というのは、これはデータをネットワーク側に、クラウド側において使うというようなものになっておりまして、ものによっては、そのデータはベンダーが自由に使ってよい、広告等に使うてよいということになっています。

クラウドについても、セキュリティは大体しっかりしているところが多いと思いますが、例えば海外のベンダーを使いますと、情報漏えい等があったときの紛争時に、その裁判は外国でやらなければいけないとか、そういうルールになっていたりします。

全体的に、これをお進めいただくに当たって、やはり児童のプライバシー、それから児童の情報のセキュリティについて、やはりしっかり検討した上で、お進めいただかなければいけないと思いますので、もちろん、費用等のさまざまな問題はあろうかと思いますが、ネットワーク化に伴う、ICT化に伴う、児童のプライバシーとセキュリティということについて、しっかり検討した上でお進めいただきたいと思います。これがお願いの1点目です。

2点目ですが、情報モラル教育の中で、例えば21枚目のように、家庭でのルールというようなこともしっかり配慮していただいて、啓発教材をつくっていただくということですが、これも非常に重要なことで、まさにやっていただくべきことをやっていたいでいるわけなのですが、結構、手元でちょこちょこ変わるということがありまして、例えばフィルタリングの種類がふえたり減ったり、あるいはその考え方が変わったり、あるいは新しいサービスがぽんと出てきた、それは児童に人気があるけれども、もしかしたら若干危険があるかもしれない、みたいなことがありまして、手元でちょこちょこかわる、アップデートが難しいという問題があるかと思います。そういうときには、今回、この検討会にも参加しておりますが、例えば安心ネットづくり促進協議会とか、そういう民間団体でいろいろな検討しておりますので、そういうところをうまく使っていただければと思うんです。

もちろん、正しいかどうかということをご確認いただいたりとか、そういうことは民間団体ですから、していただく必要があるのですが、長い間、青少年のインターネット環境の安全性ということを検討してきた民間団体がありますので、そういったところに、何かいいものはないのかと、適したものはないかというようなことをお尋ねいただいて、民間の団体をうまくお使いいただければと思います。

**【モバイル・コンテンツ・フォーラム】** 今の件に関係するところなのですが、文科省さんにお伺いしたいのですが、学校で使われているPCとか情報機器のフィルタリングの状況とか基準とかってというのは、どういう感じになっているかということ、ちょっとお伺いできればと思うのですか。

**【文部科学省】** 今、現状としましては、セキュリティポリシーガイドラインというものがございまして、一応それでやっているというところで、ちょっと、先ほどもお話があったのですが、一応、その改訂というものも、今後、今、検討しております、当然、クラウドになるということで、そこでの使い方というところも、きちんと示していくというところで、セキュリティポリシーガイドラインというものも改訂するというので今、進めております。

すみません、ちょっと具体的話を今、持ち合わせていないので、話ができないのですが。

**【尾上構成員】** 以前、この話をお伺いして、ある学校に現状を把握するために、ヒアリングといいますか、お話をお伺いしに行きました。

指導者用コンピューターということで、教師1人に1台、措置はされているのですが、教室にあるコンピューターもひっくるめて1台ということで、今後はすごく不便になるという話が出ておりました。

そういった面からすると、整備はしていくのですが、先生の負担とか、そういったものがふえないとか、利便性が変わってくるのではないかとというところに話が進まないか、少し不安なので、予算措置をしっかりといただくということは本当にありがたいのですが、現場自体が混乱しないように、また対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。意見です。

**【尾花構成員】** 続きというか、同じような話題なのですが、以前、実際に、ある学校とやりとりをしたときに、アド、広告がががん入ってくるようなメールを送られてきまして、最初見つからなかったので、迷惑メールホルダーに入っていたということがわかって、その理由が、あけてみてすぐわかったのですが、無料のウイルス対策のソフトを導入している学校だったと。無料なので、その分をアドで稼いでいるようなものを使っていたために、広告をばらまくことになってしまっていて、広告自体は悪いものではないのですが、せっかくやりとりをしているのに、みんな迷惑メールホルダーに入ってしまうと、学校としていろいろな連絡が滞ってしまうと。

それに関しましては、学校のほうにアドバイスをさせていただいたのですが、多分、こういった体制で、こういう形で学校ごとに工夫しなさいというふうにご連絡をしたところで、多分、できる予算がないとか、何を使っているのかわからないとかいう現場の声というのはすごく大きいと思ひますので、そこは文科省さんだけではなく、

通信インフラとかも含めた形で、総務省さんと一緒に検討していただいて、学校の中にICTに詳しい先生が万が一いらっしゃらない学校でも、ちゃんとしたセキュリティのある、きちっとした、安全性を整えたネットワーク環境を、ぜひ構築していただきたいなというのが、もう本当に、リアルな現状を見てきた、私からのお願いです。

【上沼構成員】 今、何人かの方が、おっしゃっている、学校側のネットワークの話もそうなのですが、それと同時に、21 ページの保護者向けの啓発について、学校側でどんどんネットワークを使うという話になると、学校でのフィルタリングとかウイルス対策等の状況と、ご家庭でのフィルタリング等の状況が異なっているにもかかわらず、そのことをお子さんが気づかないということが起こり得ると思います。つまり、保護者向けに対しては、学校のネット環境を伝え、家庭でも同じような環境が家庭でも必要ですということを、もっと積極的にお伝えいただく必要があるのではないかなと思っていいです。つまり、学校がますますネットワークに対応するからこそ、保護者向けについてどうするかをご検討いただきたいかなと思います。

【石田構成員】 文科省さんをお願いしたいのですが、やはり保護者の方の意識というものを高めていただかなくてはいけないということで、保護者の方への啓発というものをを行うとしても、現状、皆様お勤めになっていて、なかなか保護者の方に伝わらないということがあります。

です。学校からということで、保護者の方が必ず集まるところで確実に保護者の方にこういうものが渡っていくと。子供に資料を渡して、ちゃんと保護者に渡るかどうかわかりませんので、必ず保護者の方に渡して、保護者の方のリテラシーも上げていくということが必要かと思っておりますので、これは学校として言っていくということが必要なのではないかと思っております。よろしくお願ひいたします。

【尾花構成員】 家庭のことで思い出したことがあるのですが、ことし後半ぐらいになってから急に、ゲームのボイスチャットによるトラブルとか、あるいはボイスチャットができるゲームって、大抵13歳以上しかだめなのですが、小学生の間ではやっちゃってしまって、最終的に、この間の大阪の事件も、バトルロイヤル系の、小学生がやっちゃってはいけない年齢になっているゲームがきっかけで、あの事件が起きてしまったというようなことになっています。

それをいちいち現場が追いかけるのはとても難しいのですが、学校の先生たちは、

子供たちが年齢に満たないゲームをやっていて、とても困っているとかという声は、全国的に学校の先生、ご存じなところは聞こえてくるんです。なので、こういった、21 ページにあるような家庭向けのリーフレットですとか、学校現場への教育というときに、一番新しい情報を、補足版でも補填版でも、ちょっとペラ1枚でも、行く講師にインフォメーションして、そこでしゃべってこいと言うだけでもいいですので、新しく起きている情報を、年に一遍ではないものとして提供し続けていっていただかないと、多分、現場は全く追いつかないなと思っていますし、その伝えなければいけない情報が、もし文科省さんの中とかで把握できないようであれば、ここにいらっしゃるような関係団体のほうでつかんでいるものを、とりあえず何かあるごとに、例えば四半期ごとでも結構なので、ヒアリングなり、メールでのアンケートなり、とっていただいて、現状で伝えたほうがいいものを集約して、必ず新しい情報を届けていただければうれしいなと思います。

**【曾我部主査代理】** 米田先生にお伺いしたいのですが、資料9-2の関係で、高校生ICTカンファレンス、私も大阪会場で2回ほど見学させていただいたことがございまして、大変熱心に高校生が議論していて、感銘を受けたところがございます。

それで資料3ページにあるところなのですが、実際に参加されている高校生は、非常にしっかりした生徒さんばかりなわけですが、この3ページ右下の、赤というかオレンジになっているところですが、最終的に波及効果みたいなものを狙っているような取り組みかなと思っているのですが、米田先生のほうで、負のスパイラルから正のスパイラルへというあたりについて、何かお感じになっていることとか、課題になったと思われる点とか、そのあたりについて、ご説明になかったものですから、教えていただければと思います。

**【米田構成員】** できるだけ、例えば長野などですと、このカンファレンスの前に、もうあらかじめ、生徒会が中心になって、幾つか動画を作成したりとかいう動きがあったり、あとは、このカンファレンスの後に、各学校に持って帰ってもらって、各学校で同じような取り組みをしているというところもあったりというところ。そして、あと保護者向けであるとか、いろいろな会に、逆に呼んでいただいて、PTAの会とかで発表する機会なども、割と全国で広がっているのが1点。

それと、10年を迎えましたので、実は卒業して、ことしは大阪などですと、もう教員になって生徒を連れてきたという例も出てきまして、本当にそれはうれしいな

といますか、自分が教員になって、一緒に生徒を連れてきたというふうな例も出てきているということなども、参考にと。

あとは、保護者の方がどうしても忙しい部分とか、さっきあったように、できれば、この生徒たちといますか、それをやった生徒たちがまさに保護者になったときに、もう一度、こんな取り組みがあったなということも考えてもらいたいなという意図も、若干含んでおります。

【中村主査】 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

文部科学省にいろいろとコメントが出ましたが、恐らく周りから、文科省はたくさんこういったことを言われているんだろうなと拝察をいたします。

一言、私もコメント許していただきますと、学校のICT化は、20年以上取り組みが政府としてもなされてきた中で、それでもOECD最低レベルだったということが問題だと私は思っておりまして、それが今回、経済対策で1人1台に向けて大きく前進をします。これは従来のペースだと数十年かかると言われていたものが、一気に前に進むということで、私は、今回の政府の取り組みを高く評価をいたしております。今回の文科省の資料にも、「クラウド」という文字が出てきたのは画期的なことだと思っています。

そうなりますと、学校でもネット、パソコン、クラウドを使って学ぶということが当たり前になる。これは我々にとっても一つ場面が変わるということだろうと思えます。こういう環境を早急に、政府でも進めていただきたいということを強く期待いたしますが、同時に、モラル教育がますます重要になってきますし、先ほど森さんから指摘があった、セキュリティとかプライバシーといったことも、ちょっと高いレベルで考えていかなきゃいけない事態となると思いますので、ぜひとも関係省庁、あるいは民間団体とも、密に連携をしていただいて、前に進めていただければと思います。どうもありがとうございました。

② 「青少年のフィルタリング利用促進のための課題及び対策」を踏まえた取組の進捗状況について（ヒアリング）

【中村主査】 では続いて、議題の2です。青少年のフィルタリング利用促進のための課題対策を踏まえた取り組みの進行状況（ヒアリング）に移りたいと思いますが、OS事業者さんの取り組みについては、アップルジャパン、そしてグーグル合同会社から

事前に事務局が聞き取ったということでございますので、その聞き取った内容説明をいただきます。

質疑については、今日はアップル様にご出席だと伺っておりまして、今日、この場でご対応いただければと思いますが、グーグル様は本日ご不在ということなので、質問は後ほど事務局から伝えてもらって、後ほど回答いただくという運びにしたいと思っております。

そのほかに、電気通信事業者協会、テレコムサービス協会、青少年ネット利用環境整備協議会について、それぞれご説明をいただければと思っております。質疑は全て、説明がこれも終わった後にまとめて行えればと思っております。

では、まずは事務局から、OS事業者の取り組みの説明をお願いします。

**【杉田消費者行政第一課課長補佐】** それでは、課題及び対策について、アップルさんとグーグルさんの取り組みについて、資料9-3に沿ってご説明をいたします。各ページで、課題及び対策の該当する項目にのっとして取り組みを整理してございます。

1ページをごらんください。まず、事業者間の連携についてでございますが、アップルさんは、販売スタッフ向けの定期的な研修を実施したり、また、アップルさんが提供されている、ペアレンタルコントロールを実現する機能である「スクリーンタイム」の設定方法や活用の仕方について、動画を作成、公開したりしております。

グーグルさんは、通信事業者さんに対して、グーグルさんが提供されておられます、ペアレンタルコントロールを実現する「ファミリーリンク」というサービスに関して、学習コンテンツを提供したり、店頭案内用の資料を作成するに当たって協力しております。

また、グーグルさんでも、ファミリーリンクの設定方法について、動画の作成、公開などを行っております。

次に2ページをごらんください。ペアレンタルコントロールの必要性に係る認識の醸成というところにつきましては、アップルさんは、アップルストアにおいて、スクリーンタイムを含むiOSの機能について、利用者向けの説明機会を充実させたり、またe-ネットキャラバンの講師向けの説明会、そのほか、標語や、地域の連絡会などで、スクリーンタイムについて情報提供をしております。

グーグルさんは、高校生ICTカンファレンスなどのイベントを協賛・支援するとともに、「ウェブレンジャー」を実施して、ペアレンタルコントロールの必要性などを周

知しております。

続いて3ページの、フィルタリングサービスの使いやすさの向上についてでございますが、アップルさんは、説明会の実施や、多様な媒体を通じた情報提供の充実などを通じて、スクリーンタイムにおける年齢設定を含む設定方法などの周知を強化したり、また、ウェブサイトにおいてスクリーンタイムを詳説するとともに、スクリーンタイムなどのiOSの機能などについてのオンラインサポートのページを整備するなどして、エキスパートによるサポートを提供しております。

グーグルさんにおかれましては、国内のファミリーリンクの利用、閲覧制限機能において、アルプスシステムインテグレーションさんが提供する情報をもとに、ローカライズがなされております。また、以前は保護者と子供の両方の端末が必要であったところ、ことしの夏から、子供の端末のみで初期設定を可能とするなどの取り組みが行われております。

【中村主査】 では続いて、電気通信事業者協会、吉岡さんから説明をお願いできますか。

【電気通信事業者協会】 それでは、電気通信事業者協会での事業者の取り組みについて、資料9-4でご説明いたします。

本日は2点。ご説明申し上げます。1ページ目にアジェンダを書いておりますが、1点目が契約時のフィルタリングのお申し込みの数字のアップデートでございます。そして2点目が、先般の大阪の誘拐事件を踏まえまして、どういう取り組みを行ったかという、この2点でございます。

まず1点目ですが、直近の数字は2ページにございます。青いのが、店頭で契約時にどれぐらいの人がフィルタリングのお申し込みをいただいたかという加入率でございます。上の赤いのが、それを100としたうち、どれぐらいが店頭で設定がなされているかというものの推移を示した数字でございます。

下の時期が、全部マンスリーになっているわけではないのですが、過去から見ますと、徐々に上昇傾向にあるというふうには見て取れると思います。

これが、ドコモ、KDDI、ソフトバンク3社の合計値でございまして、その数字を各社ごとに分解しましたのが、次の3ページ目でございます。

これが3月、6月、9月、10月、11月、それぞれの月の数字がございまして、詳細は省きますが、ドコモさんが高く、次いでKDDIさん、ソフトバンクという順にな

っているということでございます。

以上が、1番目の、直近のフィルタリングに係る数字でございます。

2番目ですが、大阪の誘拐事件を踏まえて、利用者に注意喚起を行ったという取り組みのご紹介なのですが、真ん中にございますのが、先日11月25日に、総務大臣要請ということでした文書でございます。この事件を受けまして、安心・安全なインターネットの利用に向けた、必要な措置とか丁寧な説明というものを徹底してくださいということをお願いしておりますので、それを受けまして3日後、TCAと各社連名でプレスリリースを出しているのが、この右側のものがございます。

5ページ目以降が、それぞれ、各社でどのようなことを行っているのかということ詳しく説明しているものがございます。一つ一つは説明いたしません、各社ともホームページで、フィルタリングの利用の促進ですとか、その必要性といったものを再度周知するとともに、ホームページだけではなくて、SNS、フェイスブックやツイッターといったツールにもそういうことを掲載しまして、お客様に対しての周知を行っているという内容でございます。その細かい各社ごとの中身が、6ページがドコモ、7ページがKDDI、8ページがソフトバンクということでございます。

このような、お客様への周知を行って、一層のフィルタリングの利用の促進、あの事件を契機としましたフィルタリングの利用促進、周知ということを行っているというご紹介でございました。

**【中村主査】** 続いて、テレコムサービス協会MVNO委員会の井原さんから、願います。

**【テレコムサービス協会】** 本日はMVNOへの対応状況について、説明のほうをさせていただきたいと思えます。前回のタスクの中でもご案内をさせていただいたものについて、具体的な中身について、本日は説明させていただきます。

まず、2ページでございます。本日は2点です。1つは、MVNOにおける青少年へのフィルタリングサービスの加入奨励に関する指針。これはMVNOが独自で作成させていただいておりますガイドラインについての見直しについての説明でございます。2つ目が、MVNOスマートフォン安心安全ガイドの見直し案について。こちらに関しましては、テレコムサービス協会のウェブサイトのほうに記載させていただいている、フィルタリングなどを中心に、お客様へ案内させていただく、まとめたウェブサイトのほうについても見直しを検討させていただいておりますので、そちら2点について、具体

的な中身のほうを説明させていただきたいと思います。

3ページをごらんください。流れといたしますか、一応、この指針に関しましては、1月に見直す予定で進めさせていただいておりまして、ガイドラインにつきましてはそれ以降という、スケジュールのほうで進めさせていただく予定でございます。

4ページでございます。具体的な中身に関してですが、総務省さんのほうで発表されました、2019年8月の青少年のフィルタリング利用促進のための課題及び対策、こちらにのっとなって、今回の指針のほうの見直しをさせていただいております。こちらは、2ページに書かれておりました、契約時のフィルタリング申し込み有効化措置等の促進のところで、実データの把握・公表等ということがございましたので、こちらに関しまして、MVNO各社へ、指針を通じて協力のほうを依頼させていただく文言を追加させていただいております。具体的には下のほうでございます。

MVNO委員会を通じて、自社のフィルタリング申し込み率、及び有効化措置率等について情報提供することで、申し込み状況、及び有効化措置状況の把握、並びに改善を図る活動に協力するというものを記載させていただいております。まずは状況把握ということが必要かと思っておりますので、こちらのほうは各MVNOのほうにお願いをさせていただいて、定期的に、MVNO委員会を通じて集計させていただくという予定でございます。

次に5ページでございます。こちらからは、具体的に各社のほうに、このように対応していただきたいというものを書かせていただいているものでございます。

まず、課題及び対策の3ページにございました、契約時のフィルタリング申し込み・有効化措置の促進の中で、具体的な中身として、指針の中にありますフィルタリングサービスの提供に関しての具体例について、追記をさせていただいております。

フィルタリングサービスについて、利用時間制限等の機能を有しているということであったり、青少年及び保護者のニーズに応じたものであるということ、しっかりとお客様、保護者の方へ案内をしていきたいと思いますという内容のものを、追記させていただいております。

6ページでございます。6ページに関しましては、課題及び対策の4ページに書かれておりました、利用者に関するインパクトのある周知のところを、ペアレンタルコントロールに係るサービスの周知の強化というものについて、指針の対応例の中で、追加をさせていただいております。

MVNOの場合は、基本的にはオンラインが中心ということで、オンラインの申し込みのときに、保護者の方が、非常に重要なところなのですが、自発的に利用者登録を行えるように、リスクや、ペアレンタルコントロールのメリット等をしっかりと案内をさせていただきましようということでございます。また、フィルタリングの説明及び設定に関しましては、ウェブ等でしっかりと案内をするということを、指針の中に設けさせていただいております。

最後の7ページでございます。こちらに関しましては、安心安全ガイドの見直しのところでございます。これは、まだ具体的なところまで落とし込みをさせていただいておりませんが、方向性だけでございます。

中身の、課題及び対策のところに関しましては、先ほどの前ページと同じところということになるのですが、現状の安心安全ガイドの中身ですが、この左下の青少年の確認であるとか、フィルタリングの説明、フィルタリングの有効化ということで、基本的にはフィルタリングのリスクについてと、法律で変わったことに対して、保護者への周知というものが、今のガイドラインになっているのですが、それに追加させていただいて、右のところ、ペアレンタルコントロールの特徴であったり、メリットであったり、OSやデバイスに特化したトラブル、現状起きている問題についても、例えばOSアップデートの注意事項であったり、あと、ご利用いただけない端末というのが若干ございますが、そちらに対しての周知であったり。その他、現状、取り組ませていただいている中での課題等がありましたら、速やかにアップデートしていきながら、情報発信を行う場所として、こちらの活用を考えております。

【中村主査】 では続いて、青少年ネット利用環境整備協議会、藤川さんからお願いします。

【青少年ネット利用環境整備協議会】 従前からお知らせしているように、弊協議会のほうで取り組んでいる、青少年によるSNS等の利用に係る保護者等の判断を助ける情報発信でございます。

1枚おめくりいただきまして、今の進捗状況でございますが、まず弊協議会のホームページは、現在、未整備の状況でございますが、若干のおくれをもっているものの、来月、2020年1月には、このホームページを開設したいと思っております。

右側にイメージがあるわけですが、もちろん弊協議会のホームページを開設するという趣旨もございますが、先ほど申し上げたように、保護者等の判断を助ける情報発信

を、この中でも行っていこうということで、このホームページのイメージの下部半分にあるように、今、私どもの弊協議会に参加している事業者のサービスのアイコンをこちらに並べまして、アイコンをクリックすると、1サービスごと、青少年の利用に係るような情報を発信していこうという、今、予定でございます。

翌ページですが、こちらは、その情報発信のフォーマットに関しましては、前回までもお知らせしておりますが、先ほど、ボイスチャットが搭載されたゲーム等のお話があったかと思うのですが、そもそも、子供たちが使っているゲームにボイスチャットがあるのかなのか、そういったことを保護者が知るといのは、なかなか難しいものですから、その情報の中で端的に、そういった機能もお知らせしておこうと思っておりますし、かつ、先ほどの年齢制限の話も、ちょっと赤字で書かせていただきましたが、そもそも、年齢の制限というのはどこに書いてあるのと。利用規約の奥にあるのというような話がよくありますので、この情報提供のページでも明示的にお知らせしていこうという趣旨を持ってございます。

最後のページですが、弊協議会に参加しているLINE社のサービス、LINEのイメージでございますが、こういった情報を発信していくということを、こちらでお知らせするとともに、右側、弊協議会の参加事業者をここに列記しております。これらの事業者のサービスを、今後、整備して、このホームページ上で情報発信していこうということでございます。

また、この情報発信に関しては、安心ネットづくり促進協議会様とも連携して、広く普及していくように努めてまいりたいと思っております。

#### <発表に対する質問>

**【中村主査】** ありがとうございます。では、ここまでの報告、発表に関して、質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

**【尾上構成員】** TCAさんにお伺いしたいと思います。2ページのデータですが、それぞれ、各社においていろいろな取り組みで加入率、並びに有効化率がどんどん進んでいっているというのは本当にありがたいのですが、ある面、事業者側の見せ方からするとこうなるのですが、実際、説明していただいたとおり、加入率のうち、有効化率が10%といたしますと、例えば100%で言えば48%、まだそこにあるというような状態であるとなれば、加入率をどんどん上げていく、これからは措置をどうやっていくのかと

かというような取り組みになってくると思います。

保護者のほうからすると、まだ半分しかできていないなというところも、一つ啓発の方向性だと思いますので、しっかり見えるような形で表現をいただいたらありがたいなと思いました。

**【曾我部主査代理】** TCAさんと、あと青少年ネット協議会さんに1つずつお伺いしたいのですが、まずTCAさんの、例の昨今の事件を受けた周知、注意喚起についてなのですが、これは、今ご紹介いただいたものだと、ホームページに載せると。それからSNSで発信する。それから加盟代理店等でお知らせするというようなご説明だったと思うのですが、例えば、各ユーザーにメールとかショートメッセージで、直接、注意喚起するとか、そういったことをされたのかどうかということをお伺いしたく、そもそも、そういうことを検討されたのかどうかということ、あるいは、検討したけれども、こういった理由でしなかった、あるいは実際されたのかもしれませんが、そのあたりについて教えていただければというのが、TCAさんへのご質問です。

青少年ネット利用環境整備協議会さんへの、お願いというかご質問ですが、今回、情報提供に関して、フォーマットは統一するというご説明いただいているわけですが、中身については基本的に事業者に委ねるというふうに承知しております。現状、そこはある種やむを得ないというか、そういうことかと思うのですが、ただ、やっぱり最低限こういうことは載せましょうとか、そういった、最低限の要請みたいなものは、せっかくこういう取り組みをされるのであれば、やっていただいて、おおいおい水準を高めていくというような、継続的な取り組みを期待申し上げたいと思います。

**【電気通信事業者協会】** 個別のユーザーに対してメール等で告知ということですが、これは3社とも、3社別々ですが、ソフトバンクについて言いますと、やっております。これは、ここまで検討していないというか、そういうことです。

**【電気通信事業者協会】** ドコモでございますが、同様に実施はしておりません。今回は急を要するというのもありましたので、すぐにできる対策ということで、ここに掲げているような内容を実施させていただいているところでございます。

**【電気通信事業者協会】** KDDIでございます。同様に実施はしておりません。様々なお客様がおりますので、一斉に一律という対応もなかなか難しいというところもあるかと思っております。まず、できる取り組みを実施しております。

**【曾我部主査代理】** すみません、今のことですが、一応、利用者が青少年だという

のは把握されているのではないかと想像するのですが、そういう中で、これはちょっと、前回のこの場でも、この有効化措置をとっていない人に対して、後日、注意喚起をするということがないのでしょうかというご質問をさせていただいたような気もするのですが、その関連で、実際、いろいろなお知らせ自体は、メールとかショートメッセージで来るわけですので、その中の1つとして、そういったものを活用されることは合理的なのではないかなと、素人ながら思うわけで、そういったあたりも、もし可能であればご検討いただければと思います。

【中村主査】 藤川さんにも。

【青少年ネット利用環境整備協議会】 失礼しました。協議会の中でも話し合いまして、やはり事業者にお任せしたときに、子供たちにこんなことを気をつけよう、というような言い方をしたり、逆に保護者目線で、保護者に、こんなふうに指導してくださいというような言い方が、結構ばらつきがあったんです。ですので、今回に関しては、保護者目線ということで統一しました。

あと、機能制限に関しても、先ほど申し上げたように、利用規約等で機能の利用全部が制限されているもの、あとは一部機能が制限されているもの、多少レベルの違いはあるのですが、機能制限がある中で、その記載にもやはりばらつきがあったんです。

今回、事件を受けて、それに関して明示的にわかりやすく、利用制限があるのかないのかといったところを、より保護者の方に伝わりやすいように記載しようということにしました。

今後進めていく中で、どんどんクレンジング、ブラッシュアップしながら進めていこうと思っております。当然、公開しますので、いろいろな方にこれからご意見をいただくとお思います。こういったご意見をいただきながら反映しつつ、よい情報にできたらなと思っております。

【電気通信事業者協会】 先ほどの有効化率の話で、これを掛けて、残り50%が有効化されていないんじゃないかというふうな前提でのお話だと思うのですが、店頭で、きちんと有効化をされるという確認をとって、そのことをちゃんとご了解いただいた上で、店頭を出ていらっしゃると思いますので、これが全部なされていないというのは、さすがにおかしくて、もう100%間違いなく、1件残らずされていると言うつもりもないのですが、基本的にはそういう考えです。

【石田構成員】 青少年ネット利用環境整備協議会さんにお伺いしたいのですが、こ

さらに、SNS等の利用に関する保護者の判断を助けるということで、アイコンにアクセスすると各サービスの情報を表示するとなっているのですが、各社さん、いろいろなサービスがあると思うんです。いろいろなコンテンツがあるとすると、それを端から全部出すということでよろしいのでしょうか。

**【青少年ネット利用環境整備協議会】** 参加事業者のSNSに関連するサービスを出します。各社ごとではなくて、サービスごとに表示します。

ここにイメージがあるように、スマートフォンでアクセスしたときに、それこそスマートフォンのアイコンが並べられているかのように、アイコンとサービス名を表示しようと思っております。

**【石田構成員】** SNSが入っている分という形。

**【青少年ネット利用環境整備協議会】** 一部、先ほどあったのですが、ボイスチャットのあるゲームとかがあるので、必ずしも完全に、単純にSNSだと言にくいものもあると思うんです。例えば、弊協議会に参加している、育成ゲームなのだけれどコミュニケーションがあるというようなサービスも、今回掲載しようと思っております。特にそういったサービスは重要だと思っていて、保護者さんが、お子さんがこういった育成ゲームを使いたいんだというふうに、保護者さんの判断を仰ごうとしたときに、保護者さんは単純に、育成ゲームであれば、じゃあやらせてあげようかなと思うかもしれませんが、結果的に、そこには他者とのコミュニケーションがあるということがわかれば、その上で、保護者さんがお子さんに指導する、もしくは今回は制限するとかいう判断ができると思っております。

**【石田構成員】** では、なるべく幅広にということをお願いしたいと思います。

**【青少年ネット利用環境整備協議会】** そうですね。当然、参加事業者に限られるのですが、できるだけ幅広く。

**【上沼構成員】** 続けて、青少年ネット利用協議会委員の方にお伺いしたいのですが、せっかく、ここまで情報を集めるのであれば、やっぱりそれをどこで発信するかということが極めて重要だと思っていて、先ほど安心ネットづくり促進協議会の協力という話もありましたが、安心ネットづくり促進協議会のホームページに置いておいても誰も見ないぞという話もあって、それを私と尾上さんが言うのもおかしいんだけど。

要するにどこで発信するのか。例えば、スマートフォンのポータルみたいな近いとこ

ろで発信するのとか、フィルタリングのカスタマイズの画面でリンクするとか、そういう形になっていないと、せっかくこういうふうに情報を収集していただいても、有効ではないので、今、そのあたり、どのようなお話が進んでいるのかについて、ちょっとお知らせいただければと思います。

**【青少年ネット利用環境整備協議会】** ぜひそのところも、安心ネットづくり促進協議会さんのご協力をいただきながらというふうにも思っておりますが、一方で、私たち協議会の事業者はコンテンツプロバイダーですので、例えば、そのコンテンツプロバイダーがやっているサービスの、例えばLINEであれば公式アカウントだとかいうやり方もあります。そういったところを、協議会の一番得意なやり方といったところも駆使しながら、普及できないかなというふうにも思っております。

**【上沼構成員】** ただ、例えば使わせたくないなどと思っている人の場合だと、そのホームページに行くのも適切だとは思えないと考えられるので、ちょっと、その辺も含めて検討いただければと思います。

**【青少年ネット利用環境整備協議会】** はい、引き続き検討いたします。

**【上沼構成員】** せっかくアップルの方に来ていただいているので、質問なのですが、スクリーンタイムは非常に多機能で、いろいろなことができるペアレンタルコントロールの手段だとは思いますが、ちょっといろいろなことができ過ぎるといえるか、保護者のほうで多くの選択ができるのだと思うんです。

そのときに、選択肢があり過ぎると、利用者の傾向として、面倒くさくなって、もういいや、みたいになってしまうものですから、例えば推奨セットみたいなものとか、あるいは、それこそ第三者機関の推奨セットみたいなものをユーザーが選択できる——アップルの方が自分で推奨できないのはよくわかっているのですが、——仕組みというのは、ご検討はいただけないのでしょうかという、ご質問というか要望です。

**【Apple Japan】** ありがとうございます。設定の容易さ、簡便な設定ということだと思いますが、今いただいた点に関しては、一番最初に iPhone をまずお買い求めいただいて、設定する画面で一番最初にスクリーンタイムを設定する画面が出てきます。その際には、例えばそもそもカテゴリーごと、例えばゲームであったりSNSであったり、そういったカテゴリーごとに、何分使うといった時間設定ですとか、非常に簡便に、実は設定できるようになっています。ただ、その設定が、販売時のご説明に際して省略されてしまうこともあるものですから、後で設定しようとする、迷われることもあると

思うのですが、当初の設定画面というのが非常に簡便にできるように、工夫しております。

その上で、その後で設定する場合においても、同じような画面が出て設定ができます。また、その後、カスタマイズをしようとした場合において、例えば、設定の仕方「スクリーンタイムの設定方法（保護者向け）」や「スクリーンタイムの使い方（入門編）」、それから「スクリーンタイムの休止時間の使い方」といった動画でごらんいただけるよう、こうやって設定したらいいんだよというのものも、実は一般に公開しております。動画での説明というのが非常にわかりやすいということで、ありがたいお声も頂戴しております。

それから、総務省さんからもご説明があったとおり、弊社のオンラインのサポートページへ行っていただきますと、チャットやお電話でもサポートさせていただいており、お問い合わせを多くいただいております。その中には設定の仕方ということも含めて、あるいはパスワードを忘れてしまったとか、いろいろなご相談を含めて相当程度のお問い合わせをいただいておりますので、そういったお問い合わせに対して、一つ一つ丁寧にお答えしております。できる限り、これからも情報の充実を含めて、対応していきたいと思っております。

**【上沼構成員】** 今おっしゃっていただいたのは大体、設定方法の簡易さのお話で、設定方法の簡易さ自体も非常に重要なお話だと思っていて、それを動画等で積極的に発信していただいているというのは、ユーザーにとってはありがたいことだとは思いますが、さらに進んで、設定の基準、例えばゲームカテゴリというので設定したときに、このゲームは、例えば子供使わせたくないとか、細かく設定するのとか、あるいは先ほどの、例えば、青少年ネット利用環境整備協議会さんの情報発信を見て、特定のコンテンツを使わせたいというときなど、ほかからの情報を得て設定をカスタマイズするときに、自分の判断ではなくて、ほかの人の判断を信用するという選択肢を用意していただけたらとありがたいなというお願いです。

**【Apple Japan】** ありがとうございます。アプリの年齢に関してはアプリの年齢の設定がございますので、そちらに合わせていただければ、一律に簡便に設定できるようになっているのですが、ただ、個別のやり方に関しては、それぞれその学齢に応じた、あるいはご家庭に応じて、そもそもどういった使い方をしたいか、SNSによっては、親子のやりとりで実はうちはこれを使っていますとか、本当にご家庭によってさまざ

まだと思いますので、何らか一律にということは必ずしも、難しい面もあるかと思いません。ただ、いろいろなやり方や工夫があるかと思しますので、皆様とご協力しながら、よりよい使い方設定ができるよう進めていくべきなのだというふうに思います。ありがとうございます。

**【尾花構成員】** これは協議会さんなのかな、ちょっと私も、どこというのはわからないのですが、例えばLINEさんの場合は、LINEの中で、LINEアプリブラウザが開いてというようなケースもありますよね。逆に言えば、ツイッターさんなどは、普通に検索をして、例えば自分の好きなアイドルとか、モデルさんとか、声優さんとか、アニメのキャラクターとか、そういったものを検索すると、ツイッターのページが出てくると。ハッシュタグが出てくるといようなことは、もう皆さん、毎日のように体験していらっしゃると思うのですが、そのときに、そこを見たいと思ってタップすると、アプリがあいてしまう。アプリが導入されていなかったら、アプリを導入しろという画面が出てきてしまうと。

このところを、実は何とかしないといけないかなと思っていて、ブラウザでツイッターを見ている分には、アカウントをとるわけではないので、子供たちは事件に巻き込まれる可能性がぐんと減るわけですよ。なのに、そこでクリックすると、「はい、アプリ導入しますか？」と言われて、「はい」と言って、「導入すると見やすくなりますよ」と言われて、「導入する」と、わけもわからずボタンを押すと、今度は「登録しましょう」と出てきて、登録しないと、アプリを導入してしまった瞬間に、二度とブラウザであかなくなってしまうので、そうするとアプリを削除して、過去に導入したことのあるアプリリストからそいつを削除しない限り、常にアプリを開けようとしてもブラウザで二度と見られなくなってしまうという現状があるわけですよ。

逆に、LINEさんのように、コミュニケーションに使っているツールの中で、今度はアプリにないブラウザでしかあかなくなってしまうというケースもあって、LINEさんは以前、ほかのやつであけるといのがすごくあけやすかったのが、デフォルトはアプリ内ブラウザであいてしまうと。デフォルト外に行くという設定が、もう、できるすべがなくなってしまうと、そういう企業さんの使いやすさ、今、使いやすさというところが出てきていたのですが、使いやすさを——別に囲い込みとか私は思っているわけではなくて、使いやすさを追求した結果、危ない方向に誘導してしまうような仕組みができ上がってしまっているような気がするんです。

このあたりを、子供たちが安全な方法を選択できるような仕様に戻すと言ったら変ですが、変えることはできないのかなというのが、全体的に今、3社さんのお話を伺っていて、すごく思いました。

また、設定もそうするととても複雑になるので、以前、学校への携帯電話の持ち込みに関する検討会が文科省さんであったとき、安心協のほうからということで、私もちょっとご意見をお話しさせていただいたのですが、例えばですが、キャリアさんとか、携帯電話関係の事業者さん、販売店さん、あるいはeキャラの講師の皆さん、メーカーさん、OS事業者さん、そういったところの力をかりて、学校の中で設定会みたいなものを作って、学校に持ち込むにしろ、学校の子供が使うにしろ、今日はiOSの日、今日はアンドロイドの日みたいな形で、設定から、みんな持ってきて、ここで子供たちにいい設定をしましょうみたいなことをやってあげない限り、多分、大阪のような事件が起きて、注意喚起をして、皆さん、フィルタリングを使いましょうと言ったところで、フィルタリングを例えば100%使ったとしても、多分、事件は防げないんです。

子供たちはパソコンでSNSアクセスして、人とやりとりをしたり、SNS相談を見ているとわかるのですが、小学生のアクセスがとてもふえているんです。小学生はSNSだめだから受け付けないよといったら、その子供たちはどこに行くかという、しゃべることしかできなくて文字入力が稚拙な子はボイスチャットに行ってしまうし、文字入力がたけている子は、逆に、同級生の友達でLINEでおしゃべりできる友達がいらないからということで、ほかのSNSに行って、大人とやりとりすることを楽しんでしまうという、余計危ないほうにいつてしまう。

だから、フィルタリング100%になったから、この事件は防げるということではないので、設定をきちんと子供の環境に合わせて、使いやすい環境に合わせてやると同時に、地域とか家庭とか、特に保護者の方たち、共働き、あるいはひとり親家庭、家に親がいない時間が多い子供たちにとって、親とコミュニケーションをいっぱいして、ストレスを解放しましょうといったところで、物理的に不可能なケースが、これからどんどんどんどん推奨されていくわけじゃないですか。みんな働こうねという話になっているので。

そんなときに、子供たちの安全を守るというのが、どこにでもアクセスできる魔法の扉みたいな、どこでもドアのようなスマートフォンを与えてしまっている現状を考えると、もっともっと抜本的な改革がなければ、フィルタリング一個で、さあ何とかなる

だろうというのは、多分、物理的にはもうあり得ない時代になっているんじゃないかなと思うので、そういった、具体的に現場に届くような、何か対策を、一つ一つ丁寧に、ここにいらっしゃる皆さんと一緒に検討していきたいなと思いました。

特に、アプリ内ブラウザとか、逆にブラウザであけたときにアプリに飛ばしてしまうとか、その辺の利便性のよさが、かえって子供たちを被害に巻き込んでしまっている可能性もあるんじゃないかというところも、あわせて、ちょっと検討していただけないかなと、とても思っています。

【中村主査】 いかがでしょうか。よろしいですか。どうもありがとうございました。

では、この件はこのあたりで質疑終了したいと思います。この課題・対策の取り組み状況については、今後も引き続きフォローアップをしてみたいと思いますし、今、問題提起がございましたので、そのあたりも今後のアジェンダとして取り組むことができればと思います。

アップルさんにもお越しいたきまして、どうもありがとうございます。

③ 青少年インターネット環境整備法の改正法附則に基づく検討について  
～電気通信事業者等の取組状況に係る見解（案）～

【梅村消費者行政第一課長】 資料9-7をお願いいたします。青少年インターネット環境整備法の改正法附則に基づく検討について、電気通信事業者等の取り組み状況に係る見解（案）でございます。

こちらは前回、11月25日の会合でお示した資料を、前回いただきましたご意見などを踏まえまして修正したものでございます。修正点は見え消しにしてございますので、修正点を中心に、全体を簡潔に説明させていただければと思います。

まず1ページでございます。こちらは背景とまとめの方向を書いたものでございますが、1段落目でございますように、2018年2月に施行されました青少年インターネット環境整備法の改正法附則4条におきまして、3年以内の検討の規定が置かれているということで、2段落目にありますように、この検討の規定、一義的には内閣府が中心となって検討を行うものでございます。

3段落目でありますように、特に第4条におきましては、電気通信事業者などの義務が特出しされておりますので、電気通信事業を所管する総務省としては、検討に貢献することが適当と考え、4段落にありますように、この電気通信事業者等の取り組み状況

に係る見解を、このタスクフォースにおけるこれまでの議論、そして、課題及び対策、そしてその進捗状況をもとに取りまとめることとしたというところを書いてごさいます。

2 ページ目は省略させていただきまして、3 ページ目でございます。ここから、各条文ごとの、今後とるべき措置などをまとめてごさいますが、第 13 条、青少年確認義務のところにつきましては、この事業者の取り組み状況、そして今後とるべき措置案につきまして、前回、特段のご意見、ご異論などはなかったと理解してごさいます。今後とるべき措置（案）のところ、「何々ではないか」という記述を削除いたしまして、以下のようにしております。青少年の確認義務が確実に履行されるよう、現行法を前提としつつ、引き続き、総務省などにおいて、事業者の取り組みをモニタリングしていくことが適当と。また、保護者による申し出の義務が定められているところ、引き続き、保護者への周知啓発などを通じて、保護者等の意識を高めていくことが望ましい、としてごさいます。

4 ページ目でございます。第 14 条、説明義務のところでございます。こちらにつきましても、前回、特段のご意見がなかったと理解してごさいます。「ではないか」というのを削除しておりまして、今後とるべき措置（案）のところは、今後もフィルタリングに係る説明義務が確実に履行されるよう、現行法を前提としつつ、総務省等において、事業者等の取り組みを引き続きモニタリングしていくことが適当。そして、下から 2 行目になりますが、販売代理店が丁寧かつ簡潔でわかりやすい説明を行えるよう、8 月に取りまとめた課題対策にあるとおり、携帯電話事業者が販売代理店を責任を持って指導することなどが必要、とまとめてごさいます。

続いて 5 ページでございます。15 条の提供義務でございます。こちらにつきましては、事業者における取り組み状況のところ、条文の趣旨を踏まえまして正確性を期すために、「携帯電話事業者は、契約の相手方または携帯電話端末等の使用者が青少年である場合には」という文言を加えてごさいます。

また、2 つ目の丸のところでございますが、T C A 様の調査、今回 11 月のご報告がございましたので、「11 月時点」と、時点を改めてごさいます。

また、今後とるべき措置（案）のところでございます。前回、尾花構成員、石田構成員のほうから、ペアレンタルコントロールについて何らかの記載をすべきというご意見をいただきましたので、こちらに記述してごさいます。具体的には、8 月に取りまと

めました、この課題及び対策では、携帯電話事業者によるフィルタリング利用に係る実データの公表、代理店に対する指導の徹底、カスタマイズ機能の周知強化、ペアレンタルコントロールに係る機能を訴求したフィルタリングサービスの周知強化等が盛り込まれており、フィルタリング利用率の上昇が期待される取り組みが進められているところ。このため、現行法を前提としつつ、総務省において引き続き、これらの取り組みの進捗状況やフィルタリング利用に係る実データを把握していくことが適当としてございます。

また、最後の丸のところでございます。法第 15 条のただし書きの部分でございます。こちらにつきましては森構成委員からご意見がございました。

この部分につきましては、ただし書きにおいて、青少年にフィルタリングサービスを利用させる必要があるか否かについては、最終的には青少年を直接監護・養育する立場にある保護者が、それぞれの教育方針及び青少年の発達段階に応じて判断することが適当との趣旨であることから、現行法以上に規制を強化することについては——この表現でございますが「慎重な」という表現から、「改めて」検討を行うことが必要と考えられるというふうに修正をさせていただいたところでございます。

6 ページにまいりまして、第 16 条、有効化措置義務のところでございます。こちらにつきましては、事業者の取り組み状況のところ、T C A 様のご発表がありました数値を現行化をさせていただいております。11 月時点で 80% という数値を入れておまして、最近の契約においては上昇基調にあることを書いてございます。

今後とるべき措置のところにつきましては、もう、「ではないか」という文言を削除しております、今後のフィルタリング利用率の上昇が期待される取り組みが進められているところを、現行法を前提としつつ、総務省などにおいて引き続き、これらの取り組みの進捗、フィルタリング利用に係る実データの把握をしていくことが適当としてございます。

1 枚おめくりいただきまして、7 ページでございます。その他の論点でございます。通信サービスと端末の分離の進展、この（1）の部分でございます。

こちらにつきましては、今後とるべき措置のところにおきまして、現行法を前提としつつ、今後は利用者自身が容易にフィルタリングを設定できるよう、携帯事業者や販売代理店はフィルタリングを提供する事業者との連携のもと、設定方法の簡略化、わかりやすい説明周知等の取り組みを一層進めていく必要があるとしてございます。こちら

は上沼委員から、わかりやすい説明周知だけではなく、設定方法の簡略化というのも大事だというご指摘をいただきましたので、「簡略化」という文言を加えてございます。

また、「あわせて」以下でございますが、こちらも同様に、端末と通信サービスの販売の状況や、事業者などにおける設定方法の簡略化、わかりやすい説明周知の取り組み状況について注視していくことが適当としてございます。

最後のページ、8ページでございます。(2)の青少年フィルタリングにおけるOS事業者の役割の増大でございます。

こちら、2段落目でございますように、OSのバージョンアップデートなどによりまして、フィルタリングが正常に動作しないリスクが生じていることから、法の義務を携帯電話事業者が果たす上で、OS事業者の影響が大きくなっているという文脈で書いてございますが、この後で、もともとは携帯事業者のフィルタリングアプリ、安心フィルター等のインストールが困難な端末があると。その場合は、OS事業者のフィルタリングの利用が必要ということを書いておりました。これは、グーグルさんのピクセルという端末を念頭に置いて書いたものでございますが、今回、オブザーバーのNTTドコモさんから、これはiPhoneを念頭に置きつつ、一部の端末では、フィルタリングアプリでは各種アプリの制御ができない事例があるということも指摘しておくべきではないかというご意見をいただきまして、ごもっともと考えましたので加えてございます。

また、この点、最後の文でございますが、OS事業者がみずからのフィルタリング機能の利便性を高めることで、フィルタリング利用率の向上に資するとの指摘もなされているという部分につきましても、ご意見をいただき、この点についても追記をさせていただいたところでございます。

今後とるべき措置(案)のところでございます。こちらにつきましては、OS事業者に対して、端末製造事業者によるフィルタリング容易化措置を円滑に行えるように、OSを開発する努力義務が課せられている現行法を踏まえ、OS事業者と携帯事業者等の連携状況を注視していくことが重要としてございます。

「また」以下でございますが、安心フィルターなどのインストールが困難な端末は、現在は一部に限られておりますが、そのような端末の販売普及状況、そして、そのような端末において、OS事業者が提供するフィルタリング機能の活用が保護者の選択肢の確保に貢献しているか、これは上沼先生からいただいたご意見でございましたが、これについて注視していくことが適当ということで修正をさせていただいているところ

でございます。

以上でございます。ご議論よろしくお願ひいたします。

【中村主査】 ありがとうございます。事務局に繊細な調整をしていただきましたが、今の説明に関して、意見等ございますでしょうか。

【尾花構成員】 これ、前からここ——大したことじゃないんです。改行の位置を変えたほうがいいんじゃないかなと思っていたところがあつて。2ページ目のフィルタリングの説明のところ、①と②などを保護者または青少年に対して説明という文章だと思うのですが、これ、「等を」から下に改行したほうが、2つが併記されているというのがよりわかるかなと。②の下に「等を」とずらずらっと書いてしまうと、②とつながって見えてしまう可能性もあるので。

緑の枠の中です。2ページの緑の枠の中の①青少年有害情報を閲覧するおそれというのと、②フィルタリングの必要性・内容という、これらを保護者や、ということなので、この2つが、本当は縦に2つ並んでいて、後ろに大括弧か何かして「等を」となると一番いいのですが、文章的には流れたほうがきれいだと思うので、内容で一回改行していただくといいかなという。大したことじゃないのですが。

【梅村消費者行政第一課長】 承知いたしました。

【中村主査】 ほかにどうでしょうか。よろしいでしょうか。

これは、今後といたしますか、この「案」がとれればとって確定をして、今後の運びは、これを内閣府に報告するということですか。

【梅村消費者行政第一課長】 はい。本日、取りまとめをいただきましたら、事務局から内閣様のほうに報告させていただきたいと思います。

【森構成員】 ちょっと重ねてというところになってしまうのですが、前回の議論をうまく取り込んでいただいて、修正をしていただいたと思います。

私が申し上げました5ページのところの、今後とるべき措置のところ、2つ目の丸で、結局は15条のただし書きのところ、この青少年の保護者が青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申し出をした場合は、この限りでないというところについては、青少年を直接監護・養育する立場にある保護者が判断するのだと。そういう趣旨で加えられていますが、そこで、もともとは「慎重な」検討ということだったのですが、やはり今の全般的な認識としては、保護者がきちんと監護しているのか、きちんと判断できているのかということについての疑問が呈されると思いますので、「慎

重な」ではないほうがいいんじゃないでしょうかということを申し上げて、修正をしていただきました。

今、このように直していただいた表現で結構だと思いますが、この点は、ちょっと今後も問題になるかなとは思っていますので、また、この検討会を含めて、いろいろなところで、果たして保護者の監護というものが適切に行われているかということは重視する必要があるかなと思っています。

【上沼構成員】 この前、申し上げていなかったのですが、ちょっと口幅ったいと思いながら申し上げるのですが、3ページの青少年確認義務のところなのですが、これ、今のほうだと、18歳未満かどうかというだけの大ざっぱな確認義務になってしまっていると思うのですが、この前の大阪市の話などを考えれば、ここでいう青少年確認義務というものは、本当はもう少し緻密にして、「年齢に応じた」というところが本当は入り込むべきなのではないかなと思うんです。

なので、別に、今後の検討課題として認識しておいていただければいいかなと思います。今の青少年ネット環境整備法の、「発達段階に応じて」とはなっているのですが、ちょっと、ざくっとし過ぎかなと思っているものですから、青少年18って、しかも青年と同じになってしまうという話なので、その辺のところを、ちょっと、含みとして残しておいていただけるとありがたいなと思います。

【中村主査】 それは文言修正。

【上沼構成員】 多分、この段階でちょっと修正は難しいかなと思いながら、申し上げます。青少年確認義務のところ、年齢を確認するところまでを入れろというのは、なかなか難しい、今の段階で難しいとは思っているのですが。

【中村主査】 今後、これはいずれにしろ、今後検討して、措置もとっていくので、その中の1つの懸念項目、懸念事項としてテークノートしておくということによろしいですか。

【上沼構成員】 とりあえず現段階ではそれでお願いします。はい。

【中村主査】 きっかりと議事録も残していただきますので、そこで記載をしていただきます。

では、先ほど尾花さんからあった、この書き方をちょっと修正するという点を除いて、ひとまず文言としては「案」をとって、これでセットして、事務局から内閣府に報告をしていただくということによろしいでしょうか。

では、そのように進めていただければと思います。ありがとうございました。

#### ④その他

【中村主査】 では続いて議題4、その他ですが、これが、先ほどから話題になっております大阪の誘拐事件を踏まえた利用者への注意喚起に関して、総務大臣から要請を行ったということでございますので、それをちょっとこの際、事務局から紹介いただけませんかでしょうか。

【梅村消費者行政第一課長】 参考資料1と参考資料2に沿って、ご説明をさせていただきます。

まず参考資料1でございますが、総務大臣から、電気通信事業者団体4団体宛てに要請をさせていただいております。大阪市女児誘拐事件を踏まえた利用者への注意喚起ということでございます。

今回、参考2にもございますが、2回、2段階に分けて実施をしています。まず第1弾としまして、この11月25日に、いわゆるインターネットの入り口を提供するという観点から携帯電話事業者、その他の通信事業者などを含みます通信事業者関連4団体に要請をさせていただいたというのが、参考資料1でございます。TCA様、テレコムサービス協会様、日本ケーブル連盟様、そして日本インターネットプロバイダー協会様でございます。

内容といたしましては、こちらの2段落目、大きく2段落目のところにあります、近年、青少年のスマホ等の利用が急速に進んでおり、青少年がSNSを利用するようになっております。今般、SNSの不適切な利用によりまして、青少年が犯罪に巻き込まれる深刻な事案が発生したところですが、未来を担う青少年が、このようなリスクに対する適切な対応を理解した上で、スマートフォン等を正しく利活用できる環境を整えることは非常に重要となっております。とした上で、最後の段落で、貴協会の加盟各社におかれましては、上記の趣旨をご理解いただき、青少年の安心・安全なインターネット利用に向けた丁寧な周知など、必要な措置を講じていただきますよう、お願いを申し上げたところでございます。こちらの内容が、この4団体分でございます。

そして、参考資料2でございます。12月13日に、第2弾として要請をさせていただいております。こちらは、いわゆるツイッターさんも含みますSNS事業者で構成されます、青少年ネット利用環境整備協議会の代表の宍戸先生宛てに、総務大臣から出たも

のでございます。さらに要請の趣旨を徹底する観点から、SNS事業者にも行ったというところでございます。

こちらの内容は、2段落目、先ほどと同様、SNSのリスクに対する適切な対応を理解することが重要という観点を述べまして、一番最後の段落でございますが、この趣旨を理解いただき、自社のサービスの特徴に応じて、青少年の安心・安全なインターネット利用に向けた丁寧な周知や環境の整備など、必要な措置を講じていただきますようお願い申し上げます、というふうにしてございます。こちらは、個々のサービスに応じて、いろいろな取り組む対策なども違ふだろうということで、こういった書きぶりにさせていただいたというところでございます。

関係事業者の取り組みを、総務省としても把握をしていきたいと考えております。

**【中村主査】** ありがとうございます。よろしいでしょうか。

では、今日の議事はここまでということになります。今日もいろいろと皆さんから意見、ご指摘をいただきましたし、今後のテーマにつながるような問題提起もございました。関係事業者・団体の皆さんにおかれては、引き続きフィルタリング利用の推進等の周知啓発等、取り組みをより一層続けていただければと思いますし、政府各位におかれても、この行政をよろしく進めていただければと思います。

### (3) 閉会

以上